

平成28年2月臨時会 付議案件一覧

平成28年2月9日現在

●市長提出議案案件 4件（ 報告案件 3件、 条例専決承認 1件 ）

●議員提出議案案件 1件

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎通常審議分

○ 報告案件 3件			ページ
1	報告第1号	専決処分した事件の報告について	※
2	報告第2号	専決処分した事件の報告について	※
3	報告第3号	専決処分した事件の報告について	※

○ 承認議案 1件 専決処分した事件の報告及び承認（条例1件）			ページ
4	議案第1号	都城市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	1
	地方税法施行規則の改正により、市民税等の減免を申請する際に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号の記載が不要とされたことに対応するため、所要の改正を行うもの。		

○ 議員提出議案1件			ページ
5	議員提出議案第1号	飲酒運転撲滅に関する緊急決議案	6

議案第1号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、「都
城市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成28年2月9日提出

都城市長 池田 宜永

専決第 37 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
（別紙）

理由

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 108 号）が平成 27 年 12 月 25 日に施行されたことに伴い、緊急に都城市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成 27 年 12 月 28 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち都城市税条例第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち都城市税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第 1 号

飲酒運転撲滅に関する緊急決議

上記の議案を別紙のとおり都城市会議規則（都議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 28 年 2 月 9 日提出

提出者	都城市議会議員	江内谷	満 義
賛成者	〃	西 川	洋 史
賛成者	〃	蔵 屋	保
賛成者	〃	永 田	浩 一
賛成者	〃	有 田	辰 二
賛成者	〃	三 角	光 洋
賛成者	〃	中 田	悟
賛成者	〃	杉 村	義 秀
賛成者	〃	児 玉	優 一
賛成者	〃	下 山	隆 史
賛成者	〃	筒 井	紀 夫
賛成者	〃	黒 木	優 一
賛成者	〃	音 堅	良 一
賛成者	〃	榆 田	勉

都城市議会議長 永 山 透 様

飲酒運転撲滅に関する緊急決議

交通事故がなく安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いであります。また、飲酒運転による交通事故により、その被害者や家族は深い苦しみや悲しみを抱え、加害者もまた重い責任を背負って生きていかなければならないことは周知のことです。

本市議会においても、平成21年2月13日付で、「飲酒運転根絶のための緊急決議」を行い、飲酒運転の根絶に総力を結集して取り組んでいく決意を示したところです。

しかしながら、市民、関係機関・団体等の懸命な取り組みにもかかわらず、依然として、本市における飲酒運転は後を絶たず、都城警察署管内における飲酒運転検挙者数は、毎年、宮崎県内でもワースト3位以内という憂うべき現状であり、いっそうの飲酒運転撲滅の機運の醸成や飲酒運転を許さない環境づくりを進めなければならない状況にあります。

このような状況にあつて、昨年12月、本市議会議員が酒気帯び運転により検挙されるという事件が発生し、市議会及び市議会議員に対する市民の信頼を失墜させる事態となったことは誠に遺憾であり、本市議会としても今回の事件を重大に受けとめているところであります。

このため、二度と再びこのような事件を引き起こすことのないよう、また、議員自らが市民の範となって飲酒運転撲滅に努めるよう、「飲酒運転撲滅誓約書」をすべての議員が議長に提出したところです。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識のさらなる向上はもとより、家庭や職場、飲食店等、さらには地域が一体となって、飲酒運転をさせない、許さないという環境づくりが重要であります。

よって、本市議会は、市を初めとする関係機関及び団体等との連携をいっそう図りながら、市民と一体となって飲酒運転の撲滅に全力を挙げて取り組むものであります。

以上、決議します。

平成28年2月9日

宮崎県都城市議会